

第五回國會 農林委員會 議錄 第十六号

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事 坂本 實君 理事 松浦 東介君

理事 八木 一郎君 理事 山村新治郎君

理事 長谷川四郎君 理事 深澤 義守君

理事 寺本 齋君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神若太郎君 石井 繁丸君

竹村奈良一君 吉川 久衛君

寺崎 覺君

出席政府委員

(農政局長) 山添 利作君

農林事務官

委員外の出席者 専門員 岩隈 博君

四月二十八日

委員中垣國男君辭任につき、その補

欠として橋直治君が議長の指名で委

員に選任された。

五月六日

委員橋直治君辭任につき、その補欠

として中垣國男君が議長の指名で委

員に選任された。

同月七日

理事小林運美君の補欠として長谷川

四郎君が理事に当選した。

四月二十八日

競馬法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一三九号)

農業協同組合自治監査法を廃止する

法律案(内閣提出第六三三号)(参議院

送付)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一〇五号)(参議院

送付)

五月二日

特殊勝馬投票券に関する法律案(内

閣提出第一七一号)

同月六日

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

四月二十八日

福島縣の國有林一部開放に関する請

願(圓谷光衛君外一名紹介)(第六四

九号)

福島縣の國有牧野開放に関する請願

(圓谷光衛君外一名紹介)(第六五〇

号)

毛木沖新開地復旧工事施行の請願

(宇田恒君外一名紹介)(第六五二号)

安藝津干拓事業費國庫補助増額の請

願(宇田恒君外一名紹介)(第六五二

号)

手向村水呑溜池改修の請願(上林

與市郎君紹介)(第六五三三号)

下黒瀬村字柳岡、大田代間農道改修

に関する請願(宇田恒君外一名紹介)

(第六五四号)

壬生町大字河内、南方村大字木次間

農道改修の請願(宇田恒君外一名紹

介)(第六五五号)

郷原村地内の農道整備事業費國庫補

助の請願(宇田恒君外一名紹介)(第

六五六号)

旧明治新開復旧干拓事業施行の請願

(宇田恒君外一名紹介)(第六五七号)

能野跡村排水路復旧工事施行の請願

(宇田恒君外一名紹介)(第六五八号)

那珂郡の開拓事業より神崎村を除外

の請願(山崎猛君紹介)(第六五九号)

安藝津町本江、吉名村曾井間農道開

設の請願(宇田恒君外一名紹介)(第

六八〇号)

吉名村曾井、安藝津町赤崎間農道開

設費國庫補助の請願(宇田恒君外一

名紹介)(第六八二号)

惠那郡福岡地区農地開闢事業水源工

事に関する請願(平野三郎君紹介)

(第六八八号)

同月三十日

主食供出関係経費全額國庫負担の請

願(大野伴陸君外一名紹介)(第七一

五号)

開拓者保護に関する請願(伊藤郷一

君紹介)(第七二九号)

岩手川口、藪川國有林間に森林開闢

鉄道敷設の請願(野原正勝君紹介)

(第七三三三号)

廣瀬村地内國有林の一部拂下に関す

る請願(庄司一郎君外一名紹介)(第

七四一号)

五月四日

競馬法の一部改正に関する請願(青

柳一郎君紹介)(第七九〇号)

大利根用水改良事業助成に関する請

願(竹尾式君紹介)(第八三八号)

一宮市に國營競馬場設置の請願(江

崎慎澄君外二名紹介)(第八四〇号)

赤麻村の未墾地買収計画中止に関す

る請願(小平久雄君紹介)(第八六七

号)

北見種畜牧場施設拂下に関する請願

(松田鐵藏君紹介)(第八六八号)

岩手縣の國有牧野開放に関する請願

(山本猛夫君外三名紹介)(第八六九

号)

足柄上郡の災害耕地復旧費助成に関

する請願(小金義昭君紹介)(第八七

〇号)

福井縣の震災耕地復旧事業費助成に

関する請願(飛嶋繁君紹介)(第八七

一号)

飼料問題に関する請願(田島ひで君

外一名紹介)(第九二四号)

農業災害補償制度改正に関する請願

(岡田勢一君外一名紹介)(第九二五

号)

主食の掛賣に関する請願(神山茂夫

君紹介)(第九二六号)

兵庫縣の旱害恒久対策事業費國庫補

助の請願(原健三郎君紹介)(第九二

八号)

同月六日

競馬法の一部を改正する請願(三浦

寅之助君外一名紹介)(第一〇〇六

号)

西志和村の國有林拂下に関する請願

外一件(中川俊思君紹介)(第一〇〇

七号)

中根村外二箇町村用水改良事業継続

施行の請願(森曉君紹介)(第一〇一

〇号)

農地委員会経費國庫補助増額の請願

(植原悦二郎君紹介)(第一〇三六号)

農業災害補償法の一部改正に関する

請願外三件(田中啓二君外一名紹介)

(第一〇三九号)

農地委員会経費國庫補助に関する請

願外十二件(羽田野次郎君紹介)(第

一〇四三三号)

長野縣の農業協同組合連合会統合に

関する請願(岡西明貞君紹介)(第一

〇四四号)

山形縣營農業水利及び土地改良事業

施行の請願(志田義信君外一名紹介)

(第一〇四五号)

鳥海山麓に貯水池築設の請願(村上

清治君紹介)(第一〇五四号)

加工用澱粉の知事操作用梓増加等に

関する請願(川野芳滿君外五名紹介)

(第一〇五五号)

農業災害補償法の一部改正に関する

請願(田中啓二君外一名紹介)(第一

〇六〇号)

篠塚久保耕地開田組合の土地改良事

業費補助に関する請願(竹村奈良一

君紹介)(第一〇七一号)

滋賀縣の土地改良及び災害耕地復旧

費國庫補助の請願(河原伊三郎君紹

介)(第一〇七四号)

日向川沿岸用水改良工事促進の請願

(志田義信君紹介)(第一〇七五号)

競馬法の一部改正に関する請願(野

原正勝君外五名紹介)(第一〇九三

号)

養蚕業振興に関する請願(志田義信

君外五名紹介)(第一〇六六号)

農業災害補償法の一部改正に関する

請願外十件(大野伴陸君外一名紹介)

(第一一二七号)

農業災害補償制度改正に関する請願

(寺本齋君外一名紹介) (第一二二八号)  
(若松虎雄君紹介) (第一二二九号)  
(山本利壽君外二名紹介) (第一二三〇号)  
(保利茂君紹介) (第一三三一号)  
(川野芳滿君外四名紹介) (第一三三二号)  
(田中啓一君外一名紹介) (第一三三三号)  
(岩手縣下の災害耕地復旧及び土地改良事業費國庫補助の請願) (小澤佐重君外五名紹介) (第一一五三三号)  
(農業災害補償制度改正に関する請願) (平井義一君紹介) (第一一七五五号)  
(同) (千賀康治君紹介) (第一一七六六号)  
(同外二件) (大野伴陸君紹介) (第一一七七七号)  
有田郡の水害耕地復旧費國庫補助増額の請願(世耕弘二君紹介) (第一一八七七号)  
福島縣の國有林一部開放の請願(大和田義榮君外十一名紹介) (第一一八八号)

の審査を本委員会に付託された。  
本日の会議に付した事件  
理事の互選  
連合審査会開会に関する件  
農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出第六三三号) (参議院送付)  
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号) (参議院送付)  
○小笠原委員長 これより開会いたします。

議事に入る前に御報告いたします。ただいま本委員会におきまして予備審査を行つております農業協同組合自治監査法を廃止する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案は参議院を通過し、本院に送付され、正式に本委員会に付託と相なりました。  
次に内閣提出による競馬法の一部を改正する法律案が去る四月二十八日に、また五月二日に同じく内閣提出による特殊勝馬投票券に関する法律案及び附六日土地改良法案がそれぞれ本委員会に付託となりました。以上御報告いたします。

この際理事の補欠選挙の件を議題といたします。去る四月十九日委員を辞任せられました小林運美君は、理事でありましたので、その理事の補欠選挙を行わなければなりません。  
○坂本(實)委員 理事は委員長において指名せられんことを望みます。  
○小笠原委員長 ただいまの坂本君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 それでは前会に引続き、農業協同組合自治監査法を廃止する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑に入ります。  
○坂本(實)委員 日本の農村経済の安定をはかり、農家経営の確立をいたしますることは、農業協同組合の健全な運営にまつことは申すまでもないのではありません。かような意味におきまして、農業協同組合の監査事業というものは、この組合の運営に重要な役割を果すものであります。この監査事業

が官廳や組合官吏の行方ものでは不十分であるという点からいたしまして、この監査機関を廃止しましたのちの対策を、いかに政府は考えておられるかという点について、所見を承りたいと思ひます。  
○山添政府委員 監査事業は非常に大切でございますが、この監査連合会を廃止いたしました後、その後に来るべき協同組合系統の監査機関は、組織的にただいま考える段階に至つておりません。しかしこの仕事を進めずするためには、こういう段階がございます。第一には協同組合の役員が、経理事務その他協同組合の運営に関する仕事に十分習熟されることが、まずもつて必要であろうと考えます。このことに関しましては本年二千二百万円の予算を計上いたしまして、府縣にこれを交付し、組合の役員員の教育並びに組合に対する啓蒙の仕事をやつて参りたいと思つております。こういう仕事を継続して行きますことが第一、第二点は、官廳が頭から監査をするわけではございませんけれども、求めに應じて監査をいたす。協同組合関係の職員は、府縣に二級官並びに三級官約十名ばかりが國の助成によりまして設置されておるのでございます。また監査に要する特別旅費も軽少でございますが、二百七十万円だつたと思ひますが計上してございまして、この官廳の経営に関する指導あるいは監査に関する指導、また求めがございすれば監査事業も相当やつて参りたいと思つております。それから次に、地方によりましては相当この監査に関する要望あるいは機運等も起つておるのであります。さような地域におきまして

は、縣の指導連合会が中心になりまして、この監査連合会のやつておりましたような監査並びに監査事業の指導というものが、だん／＼発達して来るのではないかと期待しておられるか、かように考えておられるわけではございません。  
○坂本(實)委員 元來監査という仕事は、一般の組合運営とは全然別の性格を持つておるものだと思つておりましたが、かような意味におきまして、今御説明がございましたように、官廳がこれを監査するというのも考えておるというふうなお話でありましたが、これとは必ずしも弊害が伴いやすいのであります。これを全然別個の機関として、独立した機関として指導される御意思があるかないかという点を承つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 現在、最終的な形における監査の機関の組織を考える段階ではございません。従つて当面これは、各府縣の指導連合会におきましてこの問題を取上げ、その方面にできる限りの力を注いで行く。こういうことからだん／＼内容また組織等が固まつて行く、こういう考えでございます。  
○坂本(實)委員 監査制度につきましてはその程度にいたしまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねいたしますが、この最も重要な点であります実質的に競争関係にある事業を営む者は就業を禁止する、こういうことではあります。その範囲は一体どのようなお考えであるか。これは市町村単位の組合におきま

しては、かなり大きな影響があると思つておられますが、どのようなお考えをお持ちになれるか。また一体その判定が非常にむずかしいのではないかと思ひますが、それに対しては、どういふふうなことにしてこれを判定して行くかと思ひます。  
○山添政府委員 これは実質的に競争関係にある仕事、多くの場合におきましては購買事業、また販賣事業にあると思ひます。購買事業でたとえてみますれば、將來肥料等も自由に買入るといたしまして、協同組合においても肥料を共同購入する、あるいは従來の穀肥商と言われた人も肥料を扱つて行くという場合に、競争になるわけでありませぬ。販賣事業について考えますれば、米麦等を共同販賣する場合、現在では違ひますけれども、將來自由競争になるわけでありまして、そういう事例を考へておるのであります。このような事例は、場合が少くても、事例としては必ずしもありません。けであります。それにつきましては、いろいろ各方面とも実例をあげて研究いたしまして、一つのリストでもつくつておく方が便利ではないか、こういうふうな考えでございます。  
○竹村委員 協同組合法を改正する法律案のうち九十五條の二ですが、組合が第十條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、行政廳の申立により、当該組合の解散を命ずることができるといふことになつておるのであります。第十條によりまして、ほとんど農村のいろ／＼な点が協同組合でやられることになつており、

組合員といたしましては、事業々々に  
いたしまして信用事業あるいは運  
搬事業あるいは土地の改良から指導、教  
育、情報等全部がやれることになつて  
おるのでございますが、それ以外の事  
業を行つたならば解散することができ  
るといふのは、一体どういふ事業か、  
どういふ点であるか、詳細に説明して  
いただきたいと思ひます。

もう一つは、元來先ほども問題にな  
つたのですが、対立関係にある者が、  
いろ／＼な役職につくことができな  
い。これは非常にけつこうなことであ  
りますが、法律的にこういふことをし  
なければならぬといふこと自体、農民  
自身が民主化されていぬ証拠であ  
る。これははずかしいながら、農民が  
実際に民主化されて、協同組合が自分  
たちの組合であるといふことを考えま  
すならば、こういう人々をおそらく  
役員にはしないはずでありませうけ  
れども、しかしながら現実には、やはりこ  
ういふ法律をもこしらへなければさう  
いふことができないほど、農民がまだ  
民主化されていない一つの証拠であ  
る。従つてさういふ事態において、先  
ほど申しましたこの第十條に規定する  
以外の事業といふような点も明確にし  
ておかないと、あるいはいろ／＼な形  
において非常な間違いが起るのではな  
いか。一方的な行政の考え方で、協  
同組合に対して解散権を發動するよう  
なことが起つて来るじやないかといふ  
ことを憂へますので、さういふ点をひ  
とつはつきりしておいていただきたい  
と思ひます。

それからもう一つ。大体十條に規定  
された組合の事業を非常に制約してお  
る事実があるのであります。この十條

によりますと、たとえば協同組合員の  
必要な物資のあつせんあるいは共同購  
入ができることになつておる。しかる  
にさういふことが現実に行われていな  
い。一例を申し上げますならば、たと  
えば農業者が必要としたます農業の  
衣料の問題にいたしましても、あるい  
は地下たびの問題にいたしましても、  
しかも報奨物資と名づけるものすら協  
同組合にこれを扱わせていない。ある  
いは選挙制度によるいろ／＼な商賣人  
に扱われるという制度を設けておる。  
たとえ昨年年度の衣料の登録選挙にお  
きましても、不合理はなほだしいこと  
が行われておる。これは三分の一か三  
分の二の商賣人の既成事実だけを残し  
て、それ以外のものを選挙して最高  
になつたものを登録店に認めるといふ  
ことになつておる。それで全国的に協  
同組合はさういふ衣料は扱えないよう  
な事態が起つておる。第十條の規定に  
よつて與えられた、いわゆる協同組合  
に対する権限が、実際に協同組合に活  
用できるようにされていぬ。いろい  
ろな行政の措置によつてそれを拒ま  
れておる。さういふ点について、ひと  
つ御所見を承りたいと思ひます。

○山添政府委員 第十條は、これはす  
べての範圍の仕事にわたつております  
るので、これ／＼の仕事をやつたなら  
ば九十五條によつて解散になるといふ  
ことは、事業自体にはちよつと考へに  
くいのであります。しかし協同組合の  
本質を考へて、十條に掲げてありま  
すような仕事を、もつぱら営利のため  
に行ふことがございませうれば、これは  
やはり解散の事由になるわけでありま  
す。さういふ區別だと思ひます。  
それから実質上競争の關係に立つ仕

事を営みまたは従事するものにつきま  
しては、先ほど申しますように、具体  
的な事例を列挙いたしました。明確  
な、かつ廣い範圍にわたつた基準をつ  
くつておきたい。そして相互に弊害を  
起し、もしくはめんどうをかけること  
がないようにいたしたいと考へており  
ます。

それから物資につきまして、協同組  
合が行い得る仕事について、たとえ  
石油あるいは報奨物資の衣料の關係等  
につきまして、当然協同組合があるべ  
き姿において扱われていないという事  
実があるわけでありまして、この事柄  
は十六原則の中にも、協同組合が差別  
待遇を受けないといふことは明確に示  
しておる。また私も当然さういふこ  
とを考へております。今後ともさう  
な点につきましては、これを是正する  
べく努力をいたしておるわけでありま  
す。漸次と申しまするか、具体的な問  
題ごとにその解決に努力をいたしたい  
と存じます。

○竹村委員 先ほど言われました組合  
が利益を得た場合でありますけれど  
も、組合の経営は、おそらく利益を目  
的とするのではなしに、組合を経営す  
るために、物資を取扱いました場合に  
おけるいわゆる手数料と申しますか、  
あるいは利用料と申しますか、それに  
対するパーセントを組合總會におい  
て、組合員の總意に従つてきめておる  
わけでありませう。たとえば百分の五  
から百分の五、百分の二なら百分の二  
というようにきめておる。さうしてい  
ろいろな物資を扱う。つまり販賣購買  
事業を行う。これに対して利益と見る  
ことはできないと思ひますのでありま  
す。もしそれを利益と見るならば、一

体協同組合はどういう形で経営して行  
くか。経営できないと思ひます。この  
点をひとつはつきりしていただきたい  
と思ひます。

○山添政府委員 ただいまお述べにな  
りましたような場合は、決して利益を  
目的とするとか、営利が目的であると  
考へていないのでありまして、同じ  
物品を購入してこれを販賣いたします  
場合におきましても、これを組合員に  
賣り渡します場合には、これは問題は  
ございませぬ。かりにそこにたくさん  
マーヅンがあつたとすれば、これは年  
度末において拂いもどすなり何なりす  
るわけでありまして、問題は指定業者  
へ販賣する、あるいは組合員でも何で  
もない隣の村の人やみで流すといふ  
ことになれば、これは第十條違反であ  
りまして、同時にこれはまた営利行爲  
でもあるわけです。

○竹村委員 それでは具体的な例でひ  
とつお尋ねしたいのですが、最近各協  
同組合では、輸送事業といふことに目  
をつけて、トラックを購入してはいるわ  
けです。トラックを購入しまして組合  
員の荷物をこれに運搬しておる。さう  
すると一方においてこれを道路管理事  
務所から言われるならば、それはいけ  
ない、違反だ、さう言うわけです。そ  
の理由をただしますならば、たとえば  
トラックを購入して組合員の荷物を運  
んでやる。これは組合員の利用事業で  
すから、運んでやる。それに対して利  
用料として、運賃に相当する、あるい  
はそれより安いかもしれませぬが、利  
用料としてとらなければならぬ。もち  
ろんこれを全部ただで運ぶといふこと  
になりまして、これを組合員全部が  
負担するといふことになりませうなら

ば、一年のうち一回もトラックを利用  
しない者も、そのトラックに要する  
費用を分担しなければならぬ。そこで  
組合では規約を定めて、總會の決議を  
経て、一回利用したならばどれだけの  
利用料をとるといふことをきめて、そ  
うして利用する者には利用せしめて、  
それに対する利用料をとつておる。そ  
うするとこれは違反になるという事例  
が最近各地で起つておる。もちろん最  
近特免申請といふことも各地において  
行われておりますが、そのない所  
では、さういふことが各地で行われて  
おる。さういふものについては、営利事  
業と認めないと政府の方ではきめてお  
るけれども、末端では、ほかの官廳と  
の關係ではさう行つていない。さうい  
ふ問題になりまして、解散命令を出す  
といふこの問題に非常にひつかかつて  
来るわけでありませう。今後これは非常  
に問題になつて来るので、この点を特  
に明確にしたいと思ひます。

○山添政府委員 ただいまのトラック  
なりを持ちます場合には、当然これは利  
用事業でありまして、かりに組合員外  
のもの運びましても、その事業分量  
が五分の一を越えなければ、当然これ  
は法律によつて認められておるわけ  
でありますから、何らさしつかえないわ  
けであります。ただ問題はさういふこ  
とがあるわけですから、協同組合のやり  
まは、その法令に従わなければならぬ。  
トラックの場合におきましては輸送事  
業の許可制度等がございませうと、そ  
の關係で問題になるわけでありまし  
て、それが営利事業であるからとさ  
ういふことは問題は違ひないのでありませう。

三

○竹村委員 それで大体その点はわか  
りましたけれども、末端ではそうやら  
れていない。これは非常に問題になつ  
ておるので、その点をひとつ特  
に關係官廳とも連絡して、そういう点  
がないようにしていただきたいと思  
うのであります。

それからもう一つは、今申しました  
衣料關係の問題ですが、各町村では登  
録を受けた者は一應やつておるとい  
う形になつておるのですが、これは關係  
方面と折衝してはおつしやいます  
けれども、しかし實際登録を受けなけ  
ればならぬという性質のものでない衣  
料が、そういうふうになされておるの  
であります。少くとも米を集荷したす  
集荷業者といまして、今度またそれ  
に対して、これは報奨用でありますか  
ら、結局において商賣でないわけが  
が、それを渡すのに、登録をしな  
はならぬというようなことをきめると  
いうこと自体が、間違つておる。そ  
ういふことがやられておる。しかも  
位の連合会に対しては、御賣業者  
と認められていないというやうな事  
態、これはこの法律を施行すると同時  
に、ただちにそういうことをやめさ  
していただきたい。そうしなくては、片  
一方においては、一應行政官廳の申請  
であつたとしても、解散権を認めると  
いうやうなことをしておいて、一方に  
おいては当然受けられるべきところの  
権限を縮小し、それを制限して行く  
というやうなことになるならば、い  
わゆる協同組合の健全なる発達が行  
れないと私は思うのです。これに對  
して、一体この法律を施行すると同時  
に、そういう矛盾をただちに取除く措  
置をとられるかどうかということをお

伺いたい。

もう一つは、もちろん内閣委員会に  
かかつている問題でありますけれど  
も、農林省において協同組合の育成強  
化ということについて熱意がないのか  
しらと、私たちは思うのであります。  
その証拠には、いわゆる協同組合を  
あつた農林省の設置法案から見ます  
ならば、一体どの課でやられるのか、  
課すらも消えてなくなつておるよう  
に思ふのであります。これに對してど  
ういう課で、どういう所で御指導に  
なるか、明確にお答え願ひたいと思  
います。

○山添政府委員 物資の取扱ひ等の制  
限に關する問題につきましては、この  
法律改正とは關係なく、從來も御趣  
旨の通りに努力をしておるところで  
あります。今後幾多の努力を要する  
わけでありまして、報奨物資等の衣料に  
つきましても、現在では縣でしかるべ  
く両方の系統に割当てておるとい  
うな実情になつております。これは  
むしろ農業者の希望するルートを通  
じて配給を受けるといふことにした  
と考へておるわけでありまして、そ  
れらの点につきましても、安本ある  
いは商工業等と相談をいたしてお  
りまして、いろいろな問題につきま  
しては幾多ございまして、それら  
の事柄について、それら  
の方面と折衝を続  
けて行きたいという考へを持  
つておるわけでありまして、

それから協同組合に關する行政事務  
につきましても、現在の制度におき  
ましては、御承知のように農政局の中  
に農協同組合部があり、その農協同  
組合部の下に農協同組合課と、農村  
工業課—これは経営課と言いま  
した

れども、最近農村工業課にかえたので  
ございまして、これが設置されてお  
るのであります。目下國會に提案にな  
つております農林省設置法案におき  
ましては、協同組合部が、私からいた  
すときわめて遺憾でありますけれど  
も、認められていないのであります。  
協同組合課はございまして、従つて  
現在の形における設置法がそのま  
ま通りまする場合におきましても、  
協同組合課でもつばら所管する、こ  
ういふことに相なるわけでありま  
す。

○竹村委員 そうすると、協同組合部  
を廃止して、協同組合課にされて、  
それで所掌して行く、こういうふう  
にしようとするのが、協同組合とい  
うのは、全國の各町村にあるもので  
ありまして、これは農民の経済を  
守るといふ点、あるいは重要な組  
合内容から見ても、非常に重要な  
組合であります。それが部が課に縮  
小されて、私はおそれると思つて、  
私もおそらくできないと思つて、  
それが、それでも十分できると思  
つて、そういうふうになされたか  
どうか、ひとつお聞かせ願ひたい。

○山添政府委員 その事柄は、私から  
お答えするのがいいのかわからない  
が、これは問題であると思つて、事  
務当局の意見といたしましては、こ  
のような重要な問題を取扱ふ機關  
としては、部のごとき強力なる機  
関がほしいのであります。しかしな  
がら全般的な行政機構の簡素化の  
見地から、政府におかれましては  
部を廃止するといふ決定になつた  
のであります。これは大局の見地か  
ら、かように御決定になつたものと  
考へております。しかし事務当局  
といたしましては、事務当局の希望  
があることは、これまた申すまでも  
ないところで

○竹村委員 それでは先ほどの衣料の  
配給問題を繰返すようございませ  
んが、善処するということでありま  
す。農村で配給物資あるいは報奨  
物資をわたるのに、非常に困つて  
おる事態を具体的に申し上げたい。  
これは考慮するとかそれをお考  
へるとか、具体的に申し上げたい。  
これは考慮するところでありませ  
ん。具体的な申上げますならば、  
たとえば報奨物資は点数制で配給  
されておりますが、多く供出する  
者、あるいは一俵、二俵を供出  
する者、こういうものが多くあり  
まして、これが商人がもしその配  
給機關を握つたといつたならば、  
そこへ渡すに、多く十俵も二十  
俵も出した者には、それらとま  
つたもの、たとへば一俵出して  
四俵とすれば、八俵渡す場合に  
は四俵のものを二俵渡すとい  
うふうになつて、いろいろな  
点数のものが行つておる。そ  
うして一俵や二俵出した者  
に対してはその点数が少ないので、  
従つて大きな反物を一尺、二尺に  
切つて渡さなければならぬ。こ  
れは商賣人が扱ひますならば、  
必ずそのチケットによつて渡さ  
なければならぬので、当然使  
えるべき反物をこまぎれに切つ  
て渡して、いろいろな現状である。  
これは實際國家全体から見ても、  
物資の面で損をしておる。しか  
し協同組合で扱ひますれば、協  
同組合には支部長があり、農民  
たちが協力して、やはり多く出  
した者には反物を渡し、点数の  
足らぬ者にはいろいろなものを  
もらつておいて、次の機会に共  
同で分け合つておるに、國家的に  
非常にうまく物資を使ふことに  
なつておる。現在ではそういう  
ふうになつて

ない。登録を受けない所において  
は、そういう弊害が至る所にある。  
それで分配に對して町村では非  
常に困つておる。しかるにそうい  
う事態があるのに、べん／＼と  
まひつておる。その者と折衝して  
おるといふやうなことでありませ  
ん。協同組合を直接指導の任に  
ある農林省としては、非常に私  
たちは納得行かないのでありま  
して、ぜひこの際こういう法案が  
出ると同時に、そういうものも改  
めて、農業用のリンクあるいは  
衣料の報奨物資は、一元的に、  
協同組合員全体が納得して決  
議をするならば、決議だけで、  
そこへ渡すという措置をとるとい  
うふうにしていただきたいと思  
つておる。その点をはつきりして  
いただきたい。

○山添政府委員 御趣旨の点は、言  
われるまでもなくわれ／＼と同感  
しておるところであります。と言  
ひまして、なかなかそう簡単に  
さういふのであります。これは十  
分折衝をして実現をしたいと思います。  
こういうふうにお考へてお  
ります。

○竹村委員 折衝してもうま  
く行かないといふ、實際のこ  
れを拒むところは一体どこに  
あるのか、それははたして商  
工業にあるのかどうか、この  
点をひとつ伺いたいと思つて  
おる。いろいろな形において、  
協同組合の農民に對しては十六  
原則が発せられて、それによ  
つて行かぬかかわらず、それ  
を無視してはおかからぬ、切  
つてこれを妨害するところは  
一体どこか、それは商工業か  
あるいは商工業か、その点  
をはつきりしてもらいたい。  
もしその点がはつきりされ  
ば、これはあとで委員長に  
願ひしま

すが、少くとも農林委員会としてはそれは重大な問題だと思ふ。この点をひとつはつきりしてもらいたいと思ひます。

○山添政府委員 その点につきましては、安本並びに商工省と折衝をいたしておるわけでありませう。

○竹村委員 委員長にお願いするのですが、今問題はこのように言はれる商工省と安本であるという事を言われたので、そこだと思ひますが、次の採決をせられるまでに、商工省と安本の方をひとつこに呼んでもらいたいという事をお願いして、私の質疑を打ち切ります。

○小笠原委員長 それでは寺崎君。

○寺崎委員 大体竹村委員の質問で私の伺いた点もわかりましたが、第九十五條の問題の第十條の事業以外の事業、そういうものがそうたくさんあろうはずはない。ことに農業協同組合はその理事の協議によつてその事業をし、経営をやつておるのでありますから、そういう罰則を付すべきような重大な事は容易に巻き起さない。それであるのにこういう法文をわざと設けて、ここに協同組合のために罰則を設ける、それほど重大な原因があつたか、こういう法案を提出しなければならぬ原因はどこにあるか、ただいま竹村委員の最後に質問されました問題もそこにあると思ひますが、われわれ農業者が商工業者から押えられておるといふ現状が、私はまだ自分分の頭に理解できません。これも農林省が商工省から押えられておる。商工省の意見を農林省が反発しきれない。そういうような結果からこういう法文が出て来たのではなからうかという考えを

持つております。こういう法文をさしはさまれたところの原因はどこにあつたか、それを聞かしていただきたいと思ひます。

○山添政府委員 この九十五條の二と申しますのは、元來九十五條の第二項に、行政廳が協同組合の解散を命ずることができるといふ規定があるわけでありませう。この規定が設けられませんでしたのは、別に具体的な場合を想定しての話ではございませぬ。一般的に法人に關する法制をつくり出す場合には、從來の法律には、みんなこういうことは書いてあるわけでありませう。すなわち最終的に、法律でありませうからあらゆる場合を予想して、ともかくそこに解散をもなし得るところの監督権があるという事を規定したにすぎないものであります。今回の改正は、自主を旨とするところの協同組合に行政廳の申立てによつて、裁判所の決定に従つてのみ解散を命ずることができ、こういうことにしたのであります。従つて行政廳の権限を削つてこれを裁判所に移した、こういう次第であります。

○藥師神委員 それではちよつとお伺ひいたします。この自治監督の廃止について、これまでやつていた監督連の経過を見ますと、相当単位組合から負担金を徴収しておるのであります。それで監督連の方へ政府の方からの助成金がなくなつたために、監督連は、自立がでなくなつた。それでこの過渡期に処するために、つまり會員募集と申しますか、相当単位組合から金を出させているわけです。われわれはこれ

は当然もうつぶれるのではないかと、う感じを持つておつたわけでありませう。各府縣に設けられた監督の機關というものは、できれば地方廳と相談をして、その職員もその方へ吸収するといふ方針が中央から指令が来ておつたはずであります。それで各府縣においても、できるだけ縣の方へ吸収して思つておつたのであります。二十四年三月一ぱいくらいの問題でなかつたかと思つたのです。先ほど山添局長のお話を出して、そうしてこの規模の面において監督ができるというお話であつたのであります。私はその点がちよつと理解しかねるのであります。縣の方にできたのは、つまり農業協同組合に基礎を置いたその過渡的段階において監督をやらせるといふことは、これは暫定措置であつたと思つたのであります。その点をお伺ひしたいのと、それから政府の助成金がなくなつたということも、これはいろいろ事情があると考えますけれども、監督連は最後まで一生懸命あがいた。そうして各府縣によつて必ずしも同じではないのでありますけれども、相当會員を募集しており、募集してある所は相当金を集めておけるわけでありませう。それで実際における監督は、少々の金があつたところでもやれませぬ。また府縣に二人や三人の者が駐在したところで、それくらいの人員では實際の監督は容易にできないわけではありませぬ。それで實際において監督の仕事はしないが、会費は集めて、最後のしりをぬぐわねど解散をしようといふことに各府縣のうろたさい問題が起ると思つたのであります。

が、こういう問題に対する事後処置というものは、何か農林省の方で考へになつておるかどうか。これを承つておかぬと、非常にうるさいことが發生しはせぬかと思つてあります。それで私たちは、今の監督連が將來継続して行くか仮定いたしまして、これは組合員の負担に大部分まつわけでありませう。しかもその点において、今言つたように一府縣に二人や三人の者が駐在したのでは仕方がない。そこに二班なりあるいは三班なりの監督ができるようなことにしますれば、何年に一回かは單位組合の監督ができるわけでありませう。われわれの縣でいへば二百、三百以上の組合を持つておるわけでありませう。これもやつてみるかと、實際問題として、どうしたつて五人や六人の者では監督らしいことばできぬのです。それで政府の助成もなくは、あるいは會員も一面においてはその監督を喜ばないといふような傾向も多のであります。これは名目も自治監督になつておりますけれども、とにかく監督を受けるというその氣持を好まないのが多いのであります。その衝に當る者の態度その他にも關係はあります。そういう氣持が多いのであります。われわれは監督というものをむしろ經理面の指導を主に、これをむしろ經理面の指導を主に、とすることに、先ほどは役員の啓蒙とすることをあつちやつたが、役員も必要であるけれども、實際において經理面の指導という問題が、切実な問題ではないかと思つたのであります。自治監督という問題を廢止すること、今の場合やむを得ないかもわかりませぬが、しかし各府縣に二千万円

や三千万円の金を振りまいてみたところで、實際の監督はできぬと思つたのであります。むしろそれよりも今言つたような經理面の指導ということ、これはならば相当多数の者を一堂に會して、講習會なり何なりを開くことができないと思ひますが、こういう面に力を注ぐ方が適切ではないか、實際のところ、私どもの携つておるところから見て、こういうふうと思つておるのであります。この点に対する政府側の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 二千万円という金をあけましたのは、組合の役員教育並びに組合に対する宣傳事業でありませう。その役員に対する再教育といふことの主眼点は、ただいまおあげになりましたような經理面の指導ということを中心として、短期講習會等を催すことを計画しておるわけでありませう。それから昨年度監督連合會の職員をできるだけ多数府縣の方に委譲するように、という措置をいたしましたのは、昨年地方に協同組合關係の職員を臨時設置いたしましたので、この臨時設置という意味からいたしますと、仕事に習熟した人を急にかつ短期にわけても

らうという意味から、監査連合の人を委譲するという措置をとつたのであります。しかし本年におきましても、臨時設置いたしました人の大部分は、継続して設置されることになりましたので、それらの人々は引続き府縣で仕事をしております。元來監査連合の仕事につきましては、御承知のように、戦争中監査という仕事はほとんどほうつてしまひまして、すべての人が無関心であつたのであります。それからまた戦後になりまして、農業会から協同組合への切りかえといふことで、すつかり熱がなくなつたのであります。また考へてみますれば、十年に一回といふことでは、ただいま御指摘になつたように、組合員になつておる人も、実はあまり関心を持たれないのも道理だと思はれるのであります。やはり經理の指導なり監査をいたします場合には、絶えず組合と接触し得るような地位にあり、またそれだけの事業をなし得る財政的、あるいは人的な基礎がなければならぬと考へておるのであります。その意味から、監査連合は一般の雰囲気と同時に、仕事の面からも、そういう関係上多くの會員の関心が薄くなつたといふことでもあります。従つてある地方におきましては、非常に熱心に会費も納められたのであります。多くの府縣にはまだ会費の未納の所もあつたわけでありまして、そこで正直に申しますと、監査といふ事柄は、非常に大切な事柄である。そうして今までの自治監査法は協同組合の精神から見ますると、統制的な色彩が強く望ましくないのでありますけれども、しかしこれを、なにもかも一緒に協同組合の改組

とともに解散するのは不適当である。そこで監査連合はもう少し行くならば、そのままの形で、一應協同組合が切りかえられ充實するところまで続け行なひまして、そこで法律自体はこれを解消したらいじやないか、こういう考へを持つておつたのですが、そういうふうに行かなかつた。こういう事情のもとに昨年末以來、これは官廳といひましても、監査連合といひましても、事実これを解散した方がよろしいといふ結論に到達いたしました。すでにそのころから、実は着々準備をいたしておるわけでありまして、従つて今回この法律によりまして、正式に解散したることになりました。特別の紛議等の問題は起らないように、それぞれ処置をいたしておる次第であります。

○農師神委員 特別の紛議が起らないといふようなお話であります。今の監査連が解散になるといふのは、これはやむを得ぬといひましても、これは今言うように、同じ事情ではないのであります。われわれの縣内においても、非常に會員のできた所もあり、できない所もあるものであります。実際にいいてこれまでのわれわれの縣から見て、二人や三人駐在しておつても、事故の発生した單位組合のみを監査するならば問題はないでしょうが、全面的にやるとすれば、監査員があつても五日間に一組合の監査をやつても四年かかわけであります。そういうことでは実際の機能は發揮できないわけでありまして、あるものも同じことでもあります。われわれの隣の縣の香川縣などでは、相当の會員はできて、會員はできて金はとつたが、一べ

んの監査もしないで解散してよろしいのか、こういうことが起きておるのであります。私はその点を話しておるのであります。この跡始末といふことは、政府の方で何かお考えになつて、監査連が何か跡始末をしなければ、金はとりほうだといつておる、そうしてそれが、まるでたれ流しで逃げたよくなかつたのは、どうもわれわれも黙つておられないような氣持が濃厚にするのですが、これは監査連だけでは、そのあと拭きをやる力はないと思つて、そのところが実際にいいて私は知つておるのですが、それを集めて、片方では人件費をほとんど使つてしまつたのですが、中央からは全然金を送つて来ない。ようやく單位組合から金を出して、それを費用に充てておつたのですが、そのまま解散しては治まりがつかない。その辺特に何か農林省あたりでお考えになつたかといふことをお尋ねしたわけです。

それからも一つ、今の協同組合の方でトラツク事業を組合の五分の一以内ならば云々といふ話をされたのですが、私の縣の方で見たのは、運輸省との交渉の結果、大体地場運送が全面的にやれることになつたわけ、これからの経営も、やりよから全部統合してしまふといふ話を聞いて来たのですが、これが間違つてゐるかどうかをお尋ねしたいのです。

○山添政府委員 農師神委員の仰せになりましたように、ある地方では非常に熱心に入りました、ところが突然解散になつて困るじやないかといふ苦情は、実はごもつとものことでありまして、しかしこれは政府といひましても、実は何れ手の打ちようもございませぬので、いかんともいたしかねるのであります。これは全体といたしまして、最近におきましては、中央だけではなく、支部を強化するといふ御承知のような方向で参つたのであります。そういうことによつて地元との関連と親密さを濃くして続けて行こうといふ考へ方だつたのであります。その考へ方も遂に大勢上挫折したといふことに相なつたわけでありまして、その意味におきましては、地方によりまして、ただいまお述べになりましたような感じを持たれる方が多々あるうと思ひますが、これは遺憾ながら何ともいたしかたがないのであります。

それから自動車の問題につきまして、いろいろ地方的にやつておる事情は知つておられますが、その後どうなつたかといふことは、実は私も聞いておりませぬので、後ほど調べまして、お答えをいたしたいと思ひます。

○小笠原委員 他に質疑はありませぬか。別に質問もないようでありまして、それからこれにて質疑は終局いたしました。

この際お語りしたいことがございまして、それは内閣提出による農林省設置法案及び農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、内閣委員会に付託せられておりますが、両法案は本委員会に大分関係がありまして、つきましては、両法案の審査のために、本委員会と内閣委員会との連合審査会を本日午後一時三十分より開いてはどうかと思ひますが、右連合審査会を開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員 御異議なしと認めます。

す。それではさよう決定しました。本日はこの程度でとどめまして、次回は明後九日午前十時三十分とし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十二分散會

昭和二十四年五月二十一日印刷

昭和二十四年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局